

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の今後の進め方について

1. 除染特別地域（国直轄除染地域）について

○地域指定と今後の動き

- ・環境大臣による地域指定（昨年12月28日）
- ・除染ロードマップの公表（1月26日）
- ・国による法定計画の策定（今年度末を目途に策定予定）

○指定地域（警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等）

| | 市町村数 | 指定地域 |
|-----|------|---|
| 福島県 | 11 | 檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域 |

(2) 汚染状況重点調査地域について

○地域指定と今後の動き

- ・環境大臣による地域指定（昨年12月28日）
- ・各市町村により法定計画の策定

○指定地域（放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域（追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上となる地域））

| | 市町村数 | 指定地域 |
|-----|------|--|
| 岩手県 | 3 | 一関市、奥州市及び平泉町の全域 |
| 宮城県 | 8 | 石巻市、白石市、角田市、栗原市、七ヶ宿町、大河原町、丸森町及び山元町の全域 |
| 福島県 | 40 | 福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、会津坂下町、湯川村、三島町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村の区域のうち警戒区域又は計画的避難区域である区域を除く区域 |
| 茨城県 | 20 | 日立市、土浦市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、稲敷市、鉾田市、つくばみらい市、東海村、美浦村、阿見町及び利根町の全域 |
| 栃木県 | 8 | 佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町及び那須町の全域 |
| 群馬県 | 12 | 桐生市、沼田市、渋川市、安中市、みどり市、下仁田町、中之条町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村及びみなかみ町の全域 |
| 埼玉県 | 2 | 三郷市及び吉川市の全域 |
| 千葉県 | 9 | 松戸市、野田市、佐倉市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市及び白井市の全域 |
| 計 | 102 | |